

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働合
横浜地方本部
発行者/小清水和彦

申第14号団体交渉を行う！

3月4日、申第14号「労働条件に関する協約」違反に関する緊急申し入れの団体交渉を開催しました。1月25日相模原運輸区で2月の勤務指定表の指定がされなかったことに対し、**労働協約及び就業規則に違反するあってはならない重い事象**と捉え、原因と対策について明らかにすることが必要と考え、申し入れを提出し議論を求めてきました。

この団体交渉は、労使双方が認識を一致させたうえで、会社が労働条件に関する協約第66条及び就業規則第63条に違反したという認識に立てるかが、議論の争点となりました。

申し入れ項目

1. 労働条件に関する協約第66条(勤務指定)違反に対して、原因と対策を明らかにすること。

会社書面回答

勤務については、厳正に取り扱ってきたところではあるが、相模原運輸区における、2月の勤務指定および3月の休日明示の発表が25日を越える事態に至った。原因については、調整および入力、確認に時間を要したためである。今回の実態も踏まえ、引き続き、勤務の厳正について徹底していく考えである。

団体交渉で、会社は25日までに勤務指定表による指定が出来なかった事実は認めつつ、労働条件に関する協約第66条及び就業規則第63条に抵触(違反)したという認識については明言しませんでした。また、「25日に勤務指定表を指定できなかったことについて重く受け止める」と終始回答を繰り返すばかりとなりました。

会社は事象があったことは認めています。しかし、政治家の国会答弁のごとく、何かをひた隠すような回答に終始しました。この内容では組合員・社員が会社を信用・信頼することなどできないと考えます。

対策について、会社は25日の勤務指定までに勤務作成者のフォローを管理者で行っていくとしていますが、私たちは**根本的な原因は要員不足に問題がある**と考え、強く主張してきました。

労働組合として会社への

チェック機能を果たしていきます！！